〇総務省告示第二十二号

る総務 三十二年三月三十 第三条第一 地方 大臣 公共 \mathcal{O} 寸 定め 項に規定する総務 体 \mathcal{O} る 物品等又は特定役務 額 日 まで は、 当 該 \mathcal{O} 間 大臣 に 区分に応じ 締 結 . (7) され 定め \mathcal{O} 調 る区 達手 る 同 表 調 一分は、 達 \mathcal{O} 続の特例を定める政令 下 契 約 . 欄 次 に に つい 定 \mathcal{O} 表 \Diamond て る額とし、 \mathcal{O} 上 適 欄 用す に $\hat{\boldsymbol{\varsigma}}_{\circ}$ · 掲 (平成七年政令第三百七十二号 げる 平 成三十 区 . 分 と 年 四 Ļ 月一 同 日 項 から平成 に . 規 定す

平成三十年一月二十二日

総務大臣 野田 聖子

三千万円	[達契約	特定役務のうち右記以外の調
二 値 二 フ ア	達契約	その他の技術的サービスの調
)サービス、エンジニアリング・サービス	特定役務のうち建築のための
二十二億九千万円	[達契約	特定役務のうち建設工事の調
三千万円		物品等の調達契約
額	分	区